

教育委員会会議録

令和2年11月10日（火） 午後1時30分 開会

午後2時41分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、大須賀憲太委員、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員、塩谷育代委員
岡田豊委員

3 説明のため出席した職員

加藤千春事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長
稲垣直樹教育管理監、山田知子総合教育センター所長、酒井寿幸総務課長
稲垣宏恭教育企画課長、高橋亮太財務施設課長、中田勝徳教職員課長
伊藤尚巳福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長
伊藤孝明義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長
佐藤孝総務課担当課長、星原秀晴総務課課長補佐

4 議席の指定

愛知県教育委員会会議規則第5条の規定により、長谷川教育長が議席を指定した。

5 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

6 教育長報告

(1) 行政処分取消等請求事件について

中田教職員課長が、行政処分取消等請求事件について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議（第3回）について

小島高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議（第3回）について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

7 請願

請願第14号 教員のわいせつ行為をなくすことを求めるための請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

現在、わいせつ被害についてどのように対応しているか。

(中田教職員課長)

児童生徒に対しては、児童生徒が被害者にならないように啓発パンフレット「人の気持ちを大切にし あなたを守るために ～セクシュアル・ハラスメントをなくそう！～」を配布し、学校を含めた相談窓口を複数掲載し、学校内外において常に相談できる体制をとっている。

(佐々委員)

相談とアンケートは異なるのではないか。

(中田教職員課長)

相談窓口は常に設けられており、定期的・臨時的に行われるアンケート調査とは異なり、児童生徒の望むタイミングで悩みや訴えを申し出ることができる。アンケートでなくても、状況把握は十分できていると判断する。

また、アンケートについては、各校において、定期的にいじめや体罰などの調査に併せて、困っていることや悩んでいることについて包括的に調査を行っている。

(佐々委員)

事情聴取の際、聞き取りはどのように行っているか。

(中田教職員課長)

事情聴取は、事実の認否を確認するため、日時、場所、対象、行為、動機、理由などを詳細に聞いている。特に、児童生徒が関わる案件については、被害者の心情に配慮しながら慎重に行っている。

音声や画像等、物的証拠がある場合や、多数の目撃証言がある、公の場面での行為などの公然の事実はともかくとして、被害者のみの証言に基づくものについては、加害者の人権侵害に当たらないような配慮もしながら事情聴取を行っている。なお、加害者の記憶が曖昧、黙秘、否認をした場合には、粘り強く問いただすことはしているが、詰問するまでは不可能である。ただ、可能な限り、踏み込んだ聞き取りは行っている。

(佐々委員)

わいせつ行為をなくすため、どのような取組を行い、成果があったか。

(中田教職員課長)

教員の不祥事、特にわいせつ行為防止については、平成27年度に設置した教員の不祥事防止対策プロジェクトチームの提言を踏まえ、全教職員にリーフレット「信頼される愛知の教職員であり続けるために 子どもたちの笑顔を守るのは、私たちです」を作成、配布するとともに、不祥事の再発防止・コンプライアンスの徹底に向けた総点検の取組に併せて、ケースメソッド用資料に基づくグループによる研修を実施するよう通知している。リーフレット及びケースメソッド用資料には、自校児童生徒へのわいせつ

行為や不適切な行為を事例として取り上げ、注意喚起、意識啓発を図っている。

これらの取組を実施、継続してきた成果として、わいせつ行為による懲戒処分件数は、平成28年度の17件から、平成29年度の10件、平成30年度は9件、令和元年度は7件、今年度は本日現在0件と減少している。

また、今年度新たに県立学校では10年経験者研修において、小中学校では新任教頭研修において、民間外部講師による不祥事防止研修を実施し、わいせつ行為等の防止の取組を更に進めていくこととしている。

(佐々委員)

わいせつ行為を行った職員に克服プログラムを行うことについてはどのように考えるか。

(中田教職員課長)

本県の懲戒処分の基準では、児童生徒に対するわいせつ行為をした教職員は、免職とするとしており、わいせつ行為を行った教職員は懲戒免職となるため、克服プログラムを行う必要はない。

また、わいせつ行為ではないが、児童生徒に対する教職員として不適切な行為をした教職員は、免職、停職、減給又は戒告とするとしている。停職以下の処分でも、処分後自己都合退職しているため、克服プログラムを行う必要はないと考えている。

(伊藤委員)

請願は、わいせつ行為をなくすための取組が必要だという主旨であり、教育委員会として取り組んでいることは分かったが、残された課題はあるか。他にできることはあるか。

(中田教職員課長)

不祥事、特にわいせつ行為、更に言えば自校児童生徒に対するわいせつ行為はあってはならないことである。平成27年度に設置した教員の不祥事防止対策プロジェクトチームの提言を踏まえた取組を引き続き実施していく。今年度、新たに民間外部講師を招いた研修を取り入れたが、新たな取組ができるかも検討していく。

(大須賀委員)

克服プログラムの話が出たが、セクハラ問題などは単に学校内の対応だけでは済まない。新聞報道にもあったが、懲戒免職となっても3年後に教員免許の再取得が可能であったり、県をまたいで教員となったりと制度上の問題について、国が検討しなくてはいけないのではないかと思う。わいせつ行為の再犯には手を打たないといけない。被害者は児童生徒であり、若い教員にとっては一生を棒に振るようなことであるため、何とかして無くしていかななくてはならない。

8 議案

第26号議案 令和3年度愛知県立高等学校生徒募集計画について

高橋財務施設課長が、令和3年度愛知県立高等学校生徒募集計画を策定するため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(塩谷委員)

私立高校も同様だと思うが、グローバル化、デジタル化に伴い工業系の学科が多い中、農業系の学校がわずかであるが、今後農業を専門とする高校が増えていく見通しはないのか。

(小島高等学校教育課長)

生徒が減少している地域があるため、将来的な学校配置について、農業に限らず県立高校の在り方を、2月に策定した県立高等学校教育推進実施計画(第2期)の計画期間である今後5年間のうちに検討することとなっている。農業高校や農業以外の高校を増やしていくことについても、その中で選択肢の一つとして考えていく。

(塩谷委員)

農業系の高校が少ないが、生徒が望んでも入れないということはないのか。

(小島高等学校教育課長)

農業に限らず、欠員が生じている状況である。

(伊藤委員)

就職先があるかどうかが高 schools の職業科進学への選択の一つと考えられる。愛知県の今年度の農業の政策を見てみると、小規模で放棄されている休耕地を集約して大規模化すると書かれていた。その一方で、例えば工場でレタスを作る等、違う形式の農業が発達しているが、対応するような政策や働き方についての情報に私たちがまだ触れるようなことがない状況である。これから対応が必要となると思う。

普通科でもクラス数が減っているが、地元で欠員が出ている、欠員が出たからそのままクラス数が縮小されるという情報は、その高校を目指す生徒や保護者の印象としてどうか。情報の出し方について、15歳人口が減っていく中で県全体を見た上での計画であることを説明するなど、ただ数字を出すのではなく、言葉を足して慎重に行ってもらいたいと感じている。

(小林学習教育部長)

新しい学習指導要領の中に、改訂の趣旨の一つとして、グローバル化や技術革新に対応した新しい農業経営のスタイルを育てていくという内容が入っており、愛知県においても、県立高等学校教育推進実施計画(第2期)の中に、いわゆるスマート農業を目指すことについて記載している。スマホ等で温室の温度管理・湿度管理を行う施設の新設やドローンを使って農薬散布・点検を行うなど、各農業高校でIT化を見据えている。また、生産物

が海外に出しても通用するような国際社会の標準であるGAP認証を昨年度取得するなどの取組を行っている。

情報発信については、小規模化した学校の校長と意見交換を行っている。縮小していくことに対する地元への影響、学校への風評などについて、相談しながら、今の学校の持ち味を情報発信し、地に足を着けた学校経営を行い、職員の気持ちを上向かせられるよう、教育委員会としての支援を進めていく。
(岡田委員)

学級減が7年連続と聞いたが、その中でも定員割れを起こしている要因をどのように考えているか。

(高橋財務施設課長)

様々な理由があるが、私立高校に対する助成制度が充実し、私立高校に進学しやすい状況となっていることから、これまで公立高校を選択していた生徒が私立高校を選択するようになったことと、全体の高校の進学率は計画の93%に対して90%前後で推移しているが、90%以外のところ、特に私立広域通信制高校を選択する生徒が増加していることが挙げられる。

(岡田委員)

今まで愛知の教育は公立高校が支えてきた。複合選抜で第2希望の公立高校となるのであれば、私立高校へ行くという生徒も増えている。特に職業科に対する魅力が生徒や保護者に伝わっていないと感じる。基本的には魅力ある学校を作ることにかかってくると思う。

(小島高等学校教育課長)

例えば商業科については、県立高等学校教育推進実施計画(第2期)の中で、令和4年度を目途に学科改編を行うことを検討すると記載している。公立高校は特色や魅力を発信することが上手くないという指摘もあるため、県立高校の魅力をどのように発信していくかについて、教育委員会と学校が一体となって考えていかなければならないと感じている。

(大須賀委員)

私立高校が多く、競争していなければならない都市部の学校の問題とは別に、三河の過疎地の学校の問題がある。地域全体から愛されている学校は、ただ単に数字を判断して無くすべきではない。一度無くした学校を再度立ち上げることは大変である。学校は災害時の拠点ともなり得るため、地域での存在価値も含めて判断してもらいたい。

(小林学習教育部長)

足助高校や福江高校、田口高校などでは、県立高校としては初めてのコミュニティ・スクールを導入することも実施計画の中に記載しており、現在検討を進めているところである。地域社会とのつながりの中で、学校の教育活動の魅力を発信していくことも重要な要素と考えている。

(塩谷委員)

公立高等学校ガイドブックに記載する内容は統一されているのか。例えば

動画配信で各学校が情報発信することは計画されているのか。また、公立高校を運営していく中で、校長の権限はどこまであるのか。

(小島高等学校教育課長)

公立高等学校ガイドブックに記載する項目については統一している。項目の中で、記載内容は学校に任せている。動画での配信については、これまで学校説明会を開催していた学校が、新型コロナウイルス感染症により例年どおり開催できないため、動画配信を行ったということも聞いている。動画配信は、各学校で決定しており、行っている学校と行っていない学校がある。

(小林学習教育部長)

教育課程の編成など、対生徒の教育活動に関わる部分は校長の権限である。教育課程を編成する際に学科・コースを新設したい場合は教育委員会と相談し、教育委員会が行うこととなる。それ以外、人事・予算については、教育委員会が行うが、校内での人員配置や予算配分は校長の裁量となる。

第27号議案 令和3年度愛知県立高等学校入学者募集について

小島高等学校教育課長が、令和3年度愛知県立高等学校入学者募集選抜を実施するに当たって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第28号議案 令和3年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集について

鈴木特別支援教育課長が、令和3年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集選抜を実施するに当たって、入学者募集要項を定める必要があるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

「約」と付いているということは、特別支援学校に入りたい生徒が全員入学できるということか。

(鈴木特別支援教育課長)

特別支援学校については、入学前に生徒・保護者と教育相談を行い、学校の進路指導の状況を踏まえて進路先を決定している。従って、おおよその数の定員は設けているが、希望した生徒が入学できる状況とすることから「約」と付けている。

9 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題(1)損害賠償の額の決定及び和解について、協議題(2)令和2年度教育委員会所管11月補正予算(案)について、協議題(3)教育委員会が所管する社会教育施設の指定管理者の指定について、協議題(4)愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部改正について及び協議題(5)訴えの提起については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議

であるため、非公開において協議することとした。

- (1) 損害賠償の額の決定及び和解について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (2) 令和2年度教育委員会所管11月補正予算（案）について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (3) 教育委員会が所管する社会教育施設の指定管理者の指定について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (4) 愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (5) 訴えの提起について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

10 その他

なし

11 特記事項

- (1) 審議に先立ち、10月18日付で委員に就任した岡田委員から就任のあいさつがあった。あいさつの後、事務局職員の自己紹介を行った。
- (2) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として大須賀委員を指名した。
- (3) 宮崎邦彦氏から、教員のわいせつ行為をなくすことを求めるための請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (4) 傍聴人 2名